

第5号様式（第7条関係）

会議録

会議の名称	清須市清洲勤労福祉会館指定管理者選定審議会 (第1回)
開催日時	平成24年1月18日(水) 午後3時00分～
開催場所	新川体育館 1階小会議室
議題	<p>1 あいさつ 2 委嘱状交付 3 委員長選任 4 議題</p> <p>議題1 清須市清洲勤労福祉会館の指定管理の経緯について 議題2 指定管理者選定スケジュールについて 議題3 指定管理者候補募集要項及び仕様書について 議題4 プロポーザルについて 3 その他</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・アルコ清洲指定管理者の指定に関する事務スケジュール(案)(資料1) ・指定管理者募集要項及び仕様書について(資料2) ・清須市清洲勤労福祉会館概要 ・清須市清洲勤労福祉会館 A R C O 清洲指定管理者選定申請要項(案) ・清須市清洲勤労福祉会館 A R C O 清洲指定管理業務仕様書(案) ・清須市清洲勤労福祉会館 A R C O 清洲設備等保守業務仕様書(案) ・様式集
公開・非公開の別 (非公開の場合はその理由)	公開

傍聴人の数 (公開した場合)	1人
出席委員	鈴木委員、小川委員、太田委員、泉委員、永田委員、内田委員、柴田委員、櫻井委員
欠席委員	和田委員、平松委員、鷺見委員
事務局	(スポーツ課) 岩花課長、加藤主幹、前田主幹、田中主事

会議の経過

1. あいさつ

事務局より、開会の宣言をし、議題の(4)のプロポーザルについては、業者選定時の採点表関係であるため、この審議は、非公開とする取り扱いとしたい旨を提案。委員全員了承により、本会議は一部非公開とした。

2. 委嘱状交付

机上配布により交付。

3. 委員長選任

事務局より、指名推薦の方法を提案。委員了承により、永田委員が選任された。
(委員長あいさつ)

《意見の要旨》

4. 議題

(1)清須市清洲勤労福祉会館の指定管理の経緯について

昨年10月、岐阜県の温暖化対策事業において贈収賄事件があり、贈賄容疑でアルコ清洲指定管理者の構成員であるドルフィン株式会社の前社長が逮捕された。

これを受け、道義的責任により、ドルフィン株式会社から、ハマダスポーツ企画株式会社へ脱退申出があり、平成24年3月をもって構成員から外れることから、事業体が消滅するので、新たに指定管理者の指定をする必要がある旨を事務局より説明。

○委員

当初の契約では5年間とのことだが、実際には1年間程しか契約を果たせなかったことに対して、何かペナルティを与えるのか。

●事務局

構成員のドルフィン株式会社が起こしたことであることと、市への損害は一切ないことから、ペナルティは考えていない。また、協定書においてもこの事件に対してペナルティを科す項目もないでペナルティを科すことができないという判断である。

○委員

今後、ハマダスポーツ企画株式会社が単独運営をしていくに当たって人員の対策はどのようにになっているのか。

●事務局

現在、アルコ清洲で働いている職員はすべてハマダスポーツ企画の職員であるため、ドルフィン株式会社が抜けても職員を新たに補充するということはない。

単独運営していくことについては、これから公募した時点で、どのような形で応募がくるか分からないので、単独になるのか、共同事業体になるかは応募者次第である。

○委員長

清須市清洲勤労福祉社会館の指定管理の経緯については以上でよろしいか。

○委員

(全員了承)

(2) 指定管理者選定スケジュールについて

資料 1 に基づき、事務局より説明。

○委員

公募の期間が約半月しかないが、応募はあるのか。

●事務局

インターネットにおいて、企業担当者が利用する指定管理の公募情報サイトがある。

そこにも情報登録を予定している。

以前、夢広場はるひ指定管理者選定の時にも同じように公募を行い、複数の業者の応募があった事例もあるので、同じ方法をとる予定である。

○委員長

指定管理者選定スケジュールについては以上でよろしいか。

○委員

(全員了承)

(3) 指定管理者候補募集要項及び仕様書について

資料 2 に基づき、事務局より説明。

○委員

契約期間を 5 年間にするということだが、事業としては同じことを継続するので、残存の 4 年間にしたらどうか。

●事務局

一度、すべてを白紙に戻した状態から新たに公募するという形なので、残存のものを引き継ぐのではなく、新たに 5 年間契約をするということである。

○委員長

指定管理者候補募集要項及び仕様書については、公募方法はホームページで行う。協定期間は5年間とすることによろしいか。

○委員

(全員異議なし)

○委員長

委託料については、事務局何か案はありますか。

●事務局

前回の上限額55,500千円に対し、55,200千円で応札があったため、契約期間の途中での新たな公募であるので、この55,200千円を上限にしたらいかがか。

○委員長

委託料については、上限額を55,200千円とすることによろしいか。

○委員

(全員異議なし)

(4)プロポーザルについて

○委員長

議題4については、先程ご決定いただきましたとおり、業者選定時の採点表関係であるため、非公開となりましたので傍聴者の方の退室をお願いいたします。

(傍聴者退室)

資料3に基づき、事務局より説明。

申請団体決定後、事務局においてプロポーザルの順番をくじにて決定する。

時間については、1団体50分(説明30分、質疑20分)とする。

採点表関係<非公開>

5. その他

(1) 次回の指定管理者選定審議会日程について

●事務局

次回の指定管理者選定審議会はプロポーザルの日とする。2月6日(月)午前9時00分から新川体育館での開催を予定している。

各団体からの申請書提出の締め切りは、2月2日(木)である。2月3日(金)から各委員へ配布する。事前に申請書をご確認いただき、会議当日にご持参いただきたい。

<質疑なし>

●事務局

これをもって第1回清須市勤労福祉社会館指定管理者選定審議会を閉会する。

(15時45分閉会)

会議の結果	会議の経過に示したとおり
問い合わせ先	教育委員会スポーツ課 052-409-1535（新川体育館）